

## 入札説明書

令和2年札幌市告示第332号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和2年1月23日

2 契約担当部局

〒003-0801 札幌市白石区菊水1条3丁目1-5 札幌市菊水分庁舎

札幌市総務局情報システム部システム管理課システム総括係

電話 011-826-6713

3 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

基幹系データ印刷及び事後処理業務（住民税等）

基幹系データ印刷及び事後処理業務（固定資産税）

基幹系データ印刷及び事後処理業務（その他税）

基幹系データ印刷及び事後処理業務（住記等）

(2) 調達案件の仕様等 本入札説明書に添付する業務仕様書による。

(3) 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所 業務仕様書により別途指定する場所

(5) 入札方法

上記3(1)の業務について、本市が提示する予定数量（「帳票保管及び帳票在庫管理業務」と「搬送業務」は、1ヶ月の数量を1とする。）に入札者が見積もった単価を乗じて得られた各金額の総額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てないものとする。）により行うものとする。

入札書提出の際には、入札価格算出基礎として、**積算内訳書を入札書に添付し、入札者（代理人が入札する場合は受任者）の印で割印すること。**

積算内訳書に記載する単価は、「帳票保管及び帳票在庫管理業務」と「搬送業務」は円の単位、「帳票出力業務」及び「事後処理業務」の単価については銭の単位（1円未満2桁）まで記載し、1円未満の端数金額を含めた総額が入札書に記載された金額と一致すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（1円未満の端数を切り捨てる前の金額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 平成30～32年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、

業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」または、「製造業」の「出版・印刷業」に登録されている者であること。なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、下記5(2)の入札書の受領期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課(札幌市中央区北1条西2丁目)  
電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

[http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9\\_wto.html](http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html)

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
上記2に同じ。

- (2) 仕様書に関する問い合わせ先  
〒003-0801

札幌市白石区菊水1条3丁目1-5

札幌市総務局情報システム部システム管理課 電話 011-826-6713

メールアドレス [sapporo-pmo@city.sapporo.jp](mailto:sapporo-pmo@city.sapporo.jp)

業務仕様書に対する質問は、令和2年2月21日（金）17時15分までに文書および磁気媒体（Microsoft Word、Excel等で作成した文書をCD-ROMに格納する等）による提出またはeメールにより上記メールアドレスに送信すること。なお、ファクシミリは不可とする。

質問に対する回答は、「情報システム部入札・契約情報」のホームページに掲載する。

(<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/it-keiyaku/index.html>)

- (3) 入札書の受領期限

令和2年3月13日（金）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

- (4) 入札書の提出方法

ア 入札書は別紙1「入札書」にて作成し、上記3(5)の積算内訳書を添付のうえ、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び上記3(1)の件名ごとに、「令和2年3月16日（月）13時30分開札〔(特定役務の名称)〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和2年3月16日（月）13時30分開札〔(特定役務の名称)〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。  
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 6 条第 3 項の規定により入札書を受理した場合で、同条第 1 項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状を提出しなければならない。

※（委任状 別紙 2 参照）

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和 2 年 3 月 16 日（月）13 時 30 分から上記 3 (1) の役務ごとに順次行う。  
札幌市菊水分庁舎 2 階会議室（札幌市白石区菊水 1 条 3 丁目 1 - 5）

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

## 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

- (4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書(案)等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

- (5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

- (6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

- (7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- (8) 契約条項 別紙3「契約書(案)」のとおり
- (9) 上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。
- (10) 本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。
- (11) (10)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。
- (12) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。